



市章

# 大津市公報

平成30年12月21日  
号外(第70号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### 条 例

57 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
58 大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例.....	1
59 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例.....	2
60 大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	2
61 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	3
62 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	13
63 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	13
64 大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例.....	15
65 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例.....	15
66 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	18
67 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例.....	18
68 大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	18

## 条 例

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第57号

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例(昭和36年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を、「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第58号

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「使用」の次に「並びに法第142条第1項第6号のピラ(以下「選挙運動用ピラ」という。)」を加え、「並びに大津市長の選挙における法第142条第1項第6号のピラ(以下「選挙運動用ピラ」という。)の作成」を削る。

第2条中「この条、第4条から第6条まで及び第8条において」を削る。

第9条から第11条までを削る。

第8条の見出し中「支払い」を「支払」に改め、同条中「、単価」を「単価」に、「第6条後段」を「第9条後段」に改め、同条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条中「、掲示場」を「掲示場」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条を第9条とする。

第5条の次に次の3条を加える。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担)

**第6条** 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数(以下「法定枚数」という。))を超える場合には、法定枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成に係る契約の締結の届出)

**第7条** 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

**第8条** 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第13条中「並びに」の次に「選挙運動用ビラ及び」を加え、「及び選挙運動用ビラ」を削る。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市議会議員及び大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される大津市議会議員及び大津市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された大津市議会議員及び大津市長の選挙については、なお従前の例による。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第59号

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第78号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項、別表第2の1の項、6の項及び8の項並びに別表第3の1の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

#### 大津市条例第60号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を、「100分の162.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第61号**

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1**(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	148,600	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	149,700	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	150,800	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	151,900	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	153,000	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	154,400	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	155,700	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	157,000	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	158,300	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	159,800	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	161,300	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	162,900	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	164,200	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	165,700	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	167,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	168,700	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	170,100	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	172,800	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	175,400	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	178,000	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	180,700	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	172,800	182,400	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	184,000	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	185,700	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	187,200	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	188,900	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	190,700	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	192,400	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	194,000	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	195,800	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	190,700	197,600	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	

32	192,400	199,400	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33		200,900	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34		202,700	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35		204,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36		206,300	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37		207,900	289,000	333,400		388,000	432,300	464,800	525,000
38		209,700	290,700	335,300		389,200	433,100	465,400	525,600
39		211,500	292,500	337,300		390,400	433,900	466,000	526,400
40		213,300	294,300	339,200		391,500	434,700	466,600	527,000
41		214,700	295,800	341,100		392,600	435,300	467,100	527,500
42		216,500	297,500	343,000		393,800	436,000	467,600	
43		218,200	299,000	344,800		395,000	436,700	468,000	
44		220,000	300,600	346,700		396,100	437,400	468,300	
45		221,700	302,200	348,200		396,800	438,200	468,600	
46		223,400	303,900	349,600		397,500	439,000		
47		225,000	305,500	351,100		398,200	439,400		
48		226,600	307,200	352,600		398,900	440,100		
49		228,000	308,100	354,200		399,500	440,600		
50		229,700	309,600	355,000		400,100	441,000		
51		231,300	311,100	356,200		400,600	441,400		
52		232,900	312,700	357,200		401,000	441,800		
53		234,000	314,300	358,100		401,400	442,200		
54		235,500				401,700	442,600		
55		236,900				402,000	443,000		
56		238,200				402,300	443,300		
57		239,500				402,600	443,600		
58		240,700				402,900	444,000		
59		241,700				403,200	444,300		
60		242,900				403,500	444,600		
61		244,200				403,800	444,900		
62		245,300				404,100			
63		246,500				404,400			
64		247,800				404,700			
65		248,700				405,000			
66		250,100				405,300			
67		251,500				405,600			
68		252,900				405,900			
69		254,300				406,100			
70		255,700				406,400			
71		257,100				406,700			
72		258,400				407,000			
73		259,600				407,200			

	74		260,900				407,500			
	75		262,300				407,800			
	76		263,600				408,000			
	77		264,700				408,200			
	78		265,800				408,500			
	79		267,100				408,800			
	80		268,400				409,000			
	81						409,200			
	82						409,500			
	83						409,800			
	84						410,000			
	85						410,200			
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第 2 ( 第 3 条関係 )

ア 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
24	328,900	401,800	454,900	519,500	

		25	332,400	403,800	456,900	521,200
		26	335,200	406,100	459,200	523,000
		27	337,800	408,300	461,400	524,800
		28	340,400	410,600	463,700	526,600
		29	343,200	412,900	465,800	528,200
		30	345,300	415,000	468,100	530,000
		31	347,500	417,000	470,400	531,800
		32	349,900	419,100	472,600	533,600
		33	352,100	421,000	474,600	535,200
		34	354,500	422,800	476,700	537,000
		35	356,700	424,600	478,800	538,700
		36	359,200	426,600	480,900	540,500
		37	361,400	428,500	483,000	542,100
		38	363,800	430,500	484,800	543,700
		39	366,200	432,400	486,600	545,100
		40	368,400	434,400	488,400	546,700
		41	370,700	436,200	490,100	548,200
		42	372,100	438,000	491,900	549,600
		43	373,600	439,700	493,700	551,000
		44	375,000	441,500	495,500	552,300
		45	376,200	443,300	497,100	553,500
		46	377,600	445,100	498,800	554,500
		47	379,100	446,900	500,600	555,500
		48	380,600	448,600	502,400	556,500
		49	381,700	450,400	504,000	557,500
		50	382,700	452,100	505,300	558,400
		51	383,700	453,900	506,600	559,300
		52	384,500	455,700	507,900	560,200
		53	385,400	457,600	508,900	561,000
		54	386,300	458,800	510,200	561,900
		55	387,000	460,000	511,500	562,800
		56	387,900	461,200	512,800	563,700
		57	388,600	462,400	513,800	564,600
		58	389,500	463,400	514,600	565,500
		59	390,300	464,400	515,400	566,400
		60	391,100	465,400	516,200	567,100
		61	391,600	466,200	517,100	568,000
		62	392,100	466,900	517,900	568,900
		63	392,500	467,600	518,800	569,800
		64	393,000	468,300	519,600	570,700
		65	393,300	469,000	520,500	571,600
		66		469,700	521,400	

	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,600

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500

6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200



49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			

	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、獣医師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に適用する。

ウ 医療職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800	

		13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
		14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
		15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
		16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
		17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
		18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
		19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
		20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
		21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
		22		226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
		23		228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
		24		229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
		25		231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
		26		232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
		27		234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
		28		236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
		29		237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
		30		239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
		31		240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
		32		241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
		33		242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
		34		243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
		35		244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
		36		245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
		37		246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
		38		247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
		39		248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
		40		249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
		41		250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
		42		251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
		43		252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
		44		253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
		45		253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
		46		254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
		47		255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
		48		256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
		49		257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
		50		258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
		51		260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
		52		261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
		53		262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
		54		263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400

	55		265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56		266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57		268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58		269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59		271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60		272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61			314,000	340,000	375,500	427,300	
	62			315,300	340,900	376,300	427,800	
	63			316,600	342,100	377,100	428,200	
	64			317,800	343,400	377,900	428,700	
	65			319,100	344,500	378,600	429,300	
	66				345,700	379,300	429,700	
	67				346,900	380,100	430,000	
	68				348,000	380,800	430,300	
	69				349,000	381,400	430,700	
	70				350,000	382,000		
	71				351,100	382,700		
	72				352,200	383,300		
	73				353,000	384,000		
	74				354,100	384,500		
	75				355,200	385,100		
	76				356,300	385,600		
	77				357,000	386,000		
	78				357,800	386,600		
	79				358,600	387,100		
	80				359,300	387,400		
	81				359,900	387,700		
	82				360,400	388,200		
	83				361,000	388,600		
	84				361,500	388,900		
	85				362,100	389,200		
	86					389,700		
	87					390,200		
	88					390,600		
	89					390,900		
	90					391,300		
	91					391,800		
	92					392,200		
	93					392,600		
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、保健師、助産師及び看護師に適用する。

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「、100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(大津市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第21条第2項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定(給与条例第21条第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第8号)附則第6項から第8項までの規定(以下「経過措置規定」という。))に基づいて支給された給料を含む。)は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(経過措置規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

-----  
大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第62号**

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

**第1条** 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

**第2条** 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

**附 則**

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

-----  
大津市嘱託職員の報酬等に関する条例及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第63号**

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例及び大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部改正)

**第1条** 大津市嘱託職員の報酬等に関する条例(平成27年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第1項中「(大津市立小学校、中学校等に勤務する講師で、その報酬及び費用弁償を本市が負担するものうち、月額報酬を受けるもの(以下「市担講師」という。))を除く。次条において同じ。))」を削る。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項を次のように改める。

1週間の勤務日数が3日以上かつ嘱託職員のうち居住地から勤務地までの距離が2キロメートル以上の者に、次の各号に掲げる1週間の勤務日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の費用弁償を支給する。

4日以上 1箇月につき、一般職の職員の通勤手当の例により算定した額(交通機関等の利用者については、任命権者の定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額)。ただし、26,000円を限度とする。

3日 前号により算定した額に2分の1を乗じて得た額

第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表第2を削る。

別表第1市担講師の項及び市担派遣講師の項を削り、同表を別表とする。

(大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

**第2条** 大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(平成27年条例第80号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(常勤講師の手当等)」に改め、同条第1項中「大津市立幼稚園」を「市立学校等」に改め、「限る」の次に「。以下「常勤講師」という」を加え、同条第2項中「前項」を「市立幼稚園に勤務する常勤講師に対する前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市立小学校、中学校等に勤務する常勤講師に対する第1項の手当等の支給方法は、市立学校の県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)の相当する手当等の例に準じて任命権者が市長と協議して定める。

第8条第1項中「臨時職員」を「次の各号に掲げる臨時職員」に改め、「次の各号に掲げる1箇月の勤務日数の区分に応じ、それぞれ」を削り、同項各号を次のように改める。

次号及び第3号に掲げる以外の臨時職員のうち、1箇月の勤務日数が10日以上かつ次に掲げる1箇月の勤務日数の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 15日以上 1箇月につき、一般職の職員の通勤手当の例により算定した額(交通機関等の利用者については、任命権者の定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額)。ただし、26,000円(市立幼稚園に勤務する常勤講師にあつては、55,000円)を限度とする。

イ 10日以上14日以下 アにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

市立小学校、中学校等に勤務する常勤講師 一般職の職員の通勤手当の例により算定した額

市立小学校、中学校等に勤務する臨時講師(常勤講師を除く。) 1箇月につき、任命権者の定めるところにより算出したその者の1日当たりの通勤に要する経費の額に相当する額に当該月に係る勤務日数を乗じて得た額

別表第1臨時講師の項中「臨時講師」を「市立幼稚園に勤務する臨時講師」に改め、同項の次に次のように加える。

市立小学校、中学校等に勤務する臨時講師	月額267,300円又は1時間につき2,750円
---------------------	--------------------------

別表第2地域手当の項中「100分の3」の次に「(市立小学校、中学校等に勤務する常勤講師にあつては、100分の7.5)」を加え、同表義務教育等教員特別手当の項中「775円」の次に「(市立小学校、中学校等に勤務する常勤講師にあつては、3,800円)」を加え、同項の次に次のように加える。

教員特殊業務手当	県費負担教職員の例に準じて任命権者が市長と協議して定める業務に従事した日1日につき 16,000円
----------	---

別表第2に備考として次のように加える。

備考 教員特殊業務手当は、市立幼稚園に勤務する常勤講師には、支給しない。

#### 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第2条** この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の勤務に係る第1条の規定による改正前の大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の規定に基づく市担講師(以下「市担講師」という。)又は市担派遣講師に対する報酬、特別報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

(大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

**第3条** 施行日前に市担講師として在職していた者(その退職時において施行日に第2条の規定による改正後の大津市臨時的任用職員の給与等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による常勤講師(市立小学校、中学校等に勤務するものに限る。以下同じ。)として任用されることが内定していた者に限る。)であって、施行日に常勤講師として任用されたものに新条例第6条の規定による期末手当及び勤勉手当を支給する場合には、市担講師としての在職期間は、常勤講師としての在職期間とみなす。

(大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

**第4条** 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第1に掲げる嘱託職員」を「別表に掲げる嘱託職員」に改める。

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第64号**

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

**第1条** 大津市自転車駐車場条例(昭和54年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市膳所駅前自転車駐車場の項を削り、同条第2項の表大津市追分駅前自転車駐車場の項の次に次のように加える。

大津市膳所駅前自転車駐車場	大津市馬場三丁目2番4号
---------------	--------------

**第2条** 大津市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市膳所駅前第二自転車駐車場の項中「大津市膳所駅前第二自転車駐車場」を「大津市膳所駅前自転車駐車場」に改め、同条第2項の表大津市膳所駅前自転車駐車場の項を削る。

**附 則**

この条例中第1条の規定は平成31年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

**大津市条例第65号**

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例及び大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

(大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第1条** 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「ガス小売事業及び」を削り、同項第2号中「大津市液化石油ガス供給条例(昭和52年条例第65号)第2条」を「大津市液化石油ガス供給条例(平成16年条例第46号)第3条」に改める。

(大津市ガス供給条例の一部改正)

**第2条** 大津市ガス供給条例(昭和52年条例第34号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第1章 総則(第1条~第3条)

第1章の2 ガスの使用の申込み及び契約の種別(第3条の2・第3条の3)」を「第1章 総則(第1条 第3条)」に、「第4条~第12条」を「第4条 第12条」に、「第13条~第16条」を「第13条 第16条」に、「料金(第17条~第19条の5)」を「最終保障供給に係る料金等(第17条 第19条の4)」に、「第20条~第22条」を「第20条 第22条」に、「大口供給の供給条件その他の供給条件(第23条~第25条)」を「託送供給の供給条件(第23条)」に、「第26条~第32条」を「第24条 第30条」に、「第33条」を「第31条」に、「付則」を「附則」に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

**第1条** この条例は、本市が設置するガス事業におけるガスの供給(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適

正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業(以下「液化石油ガス販売事業」という。)に係るものを除く。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項第2号中「(法)」を「(ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。))」に改め、同項中第18号から第27号までを削り、第28号を第18号とし、第29号から第34号までを10号ずつ繰り上げ、第35号及び第36号を削り、第37号を第25号とし、第38号から第43号までを削る。

第3条中「ガス小売事業及び」を削る。

第1章の2を削る。

第4条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「第2条第8号」を「第2条第1項第8号」に改める。

第5条第2項中「に伴う」を「による」に改める。

第8条の3第1項中「(以下「料金」という。))」、「1の契約の種別につき」及び「需要家の申込みに応じて、同一の種別の契約につき」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第12条中「料金」を「ガスの料金」に改める。

第15条第1項第1号中「料金」を「最終保障供給(法第2条第5項に規定する最終保障供給をいう。以下同じ。)に係るガスの料金(以下「料金」という。))」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「、第2号及び第3号」を「及び第2号」に改める。

「第4章 料金」を「第4章 最終保障供給に係る料金等」に改める。

第17条第1項中「契約の種別ごと」を「最終保障供給を行ったときは」に、「、及び」を「及び」に、「需要家」を「使用者」に改め、「同一の種別の契約につき」及び「、同一の種別の契約については」を削り、同条第2項中「需要家」を「使用者」に改める。

第19条第3項中「一般契約に係る」及び「の料金表」を削り、同条第4項を削り、同条第5項中「第4号」を「第3号」に改め、同項第2号中「需要家」を「使用者」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「需要家」を「使用者」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第3項又は第4項の規定による基本料金」を「別表第2に定める基本料金」に、「第7号」を「第6号」に、「第3項又は第4項の規定による基準単位料金」を「同表に定める基準単位料金」に、「別表第2の料金表」を「同表」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とし、同条第8項中「需要家」を「使用者」に改め、同項を同条第7項とする。

第19条の2を削る。

第19条の3第3項中「第19条第3項又は第4項」を「前条第3項」に改め、同条を第19条の2とする。

第19条の4中「需要家」を「使用者」に改め、同条を第19条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(最終保障供給の供給条件等)

**第19条の4** この章に定めるもののほか、最終保障供給の供給条件その他必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

第19条の5を削る。

第21条第6項中「及び同条第2項の規定により設置した負荷計測器」を「(ガスメーターに負荷計測器を設置した場合にあっては、ガスメーター及び負荷計測器)」に改める。

「第6章 大口供給の供給条件その他の供給条件」を「第6章 託送供給の供給条件」に改める。

第23条を削る。

第24条の見出しを削り、同条を第23条とする。

第25条を削る。

第26条中「ガス事業施設」の次に「(大津市重要な公の施設に関する条例(昭和56年条例第44号)別表第15号に掲げるガス事業施設(液化石油ガス販売事業に係るものを除く。))をいう。以下同じ。))」を加え、第7章中同条を第24条とし、第27条から第30条までを2条ずつ繰り上げる。

第31条中「規定する」の次に「一般ガス導管事業におけるガスの」を加え、同条を第29条とする。

第32条第2項中「別表第2」を「別表第3」に、「第19条の3第1項」を「第19条の2第1項」に改め、同条を第30条とする。

第8章中第33条を第31条とする。

「付則」を「附則」に改める。

別表第1第1項の表に備考として次のように加える。

備考 この表中「ガスメーターの能力」とは、ガスメーターの1時間当たりの使用最大流量を立方メートルで表示した数値をいう。

別表第2及び別表第3を次のように改める。



別表第 2 ( 第 19 条関係 )

適用区分	基本料金 ( ガスメーター 1 個につき 1 か月当たり )	基準単位料金 ( 1 立方メートルにつき )
使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合	825.96 円	190.29 円
使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合	1,249.32 円	169.12 円
使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合	1,378.92 円	166.53 円
使用量が 100 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合	1,514.69 円	165.18 円
使用量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合	2,292.29 円	161.29 円
使用量が 500 立方メートルを超える場合	3,576.96 円	158.72 円

別表第 3 ( 第 30 条関係 )

適用区分	基本料金 ( ガスメーター 1 個につき 1 か月当たり )	基準単位料金 ( 1 立方メートルにつき )
使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合	689.14 円	158.58 円
使用量が 20 立方メートルを超え、50 立方メートルまでの場合	1,041.94 円	140.94 円
使用量が 50 立方メートルを超え、100 立方メートルまでの場合	1,149.94 円	138.78 円
使用量が 100 立方メートルを超え、200 立方メートルまでの場合	1,263.08 円	137.65 円
使用量が 200 立方メートルを超え、500 立方メートルまでの場合	1,911.08 円	134.41 円
使用量が 500 立方メートルを超える場合	2,980.80 円	132.27 円

別表第 4 から別表第 16 までを削る。

#### 附 則

( 施行期日 )

- この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例第 2 条第 4 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。  
( 大津市ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置 )
- この条例の施行の日 ( 以下「施行日」という。 ) 前に本市が行ったガスの小売供給に係る料金については、なお従前の例による。
- 施行日の前日に検針を行う場合を除き、施行日前に本市からガスの小売供給を受けていた者で、施行日以後引き続き第 2 条の規定による改正後の大津市ガス供給条例第 25 条に規定する運営権者 ( 以下「運営権者」という。 ) からガスの小売供給を受けるものの施行日前の直近の検針日 ( 以下「移行前最終検針日」という。 ) の翌日から施行日の前日までの期間 ( 以下「移行前最終期間」という。 ) に係る料金の額は、前項の規定にかかわらず、移行前最終検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日 ( 以下「移行後最初検針日」という。 ) までの期間 ( 以下「移行期間」という。 ) の使用量を、別に公営企業管理者が定めるところにより、移行前最終期間の日数及び施行日から移行後最初検針日までの期間 ( 以下「移行後最初期間」という。 ) の日数に応じて移行前最終期間の使用量と移行後最初期間の使用量とに按分し、移行前最終期間の使用量に応じ、別に公営企業管理者が定めるところにより算定する。
- 前項の規定により算定する移行前最終期間に係る料金の額及び運営権者が算定する移行後最初期間に係る利

用料金の額の合計額は、移行期間の使用量を用いて第2条の規定による改正前の大津市ガス供給条例の例により算定した場合における早収料金の額を超えてはならない。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第66号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を、「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第67号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」を、「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月21日

大津市長 越 直 美

大津市条例第68号

大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育公務員の給与に関する条例(昭和32年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

ア 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	1	円 157,900	円 173,900	円 291,300
	2	159,400	176,000	293,900
	3	160,900	178,100	296,800
	4	162,400	180,300	299,300
	5	164,100	182,300	301,800
	6	166,000	184,500	304,200
	7	167,800	186,700	306,500
	8	169,600	188,900	308,900
	9	171,400	191,200	311,300

10	173,500	194,000	313,900
11	175,500	196,700	316,600
12	177,500	199,400	319,500
13	179,500	202,300	321,900
14	181,700	204,000	323,900
15	183,900	205,600	325,900
16	186,100	207,300	328,200
17	188,400	209,100	330,200
18	191,000	210,700	332,400
19	193,500	212,400	334,700
20	196,000	214,000	336,800
21	198,500	215,800	339,000
22	200,200	217,700	341,200
23	201,900	219,600	343,500
24	203,600	221,500	345,800
25	205,100	223,000	347,500
26	206,500	225,000	349,300
27	208,100	227,000	351,200
28	209,600	229,000	353,100
29	211,300	230,800	354,900
30	213,000	233,500	356,700
31	214,700	236,200	358,400
32	216,400	238,900	360,300
33	217,800	241,500	361,600
34	219,500	244,300	363,300
35	221,200	246,900	364,800
36	222,900	249,600	366,600
37	224,300	252,100	368,500
38	226,000	254,600	370,000
39	227,700	257,100	371,300
40	229,400	259,400	372,900
41	231,000	262,000	374,000
42	232,700	264,400	375,400
43	234,300	266,600	376,800
44	235,900	268,800	378,300
45	237,600	270,900	379,700
46	239,100	273,100	381,300
47	240,400	275,300	382,900
48	241,800	277,300	384,400
49	243,000	279,600	385,800
50	244,400	281,600	387,300
51	245,900	283,500	388,800
52	247,100	285,500	390,200

	53	248,200	287,300	391,400
	54	249,600	289,700	392,700
	55	250,800	292,000	393,800
	56	252,000	294,500	394,900
	57	253,200	296,500	396,300
	58	254,400	299,000	397,500
	59	255,500	301,300	398,700
	60	256,700	304,000	400,000
	61	258,100	306,400	401,200
	62	259,100	308,800	402,200
	63	260,300	311,300	403,600
	64	261,200	313,600	404,900
	65	262,200	315,800	406,100
	66	263,600	318,000	407,200
	67	265,000	320,100	408,400
	68	266,400	322,300	409,500
	69	268,000	324,200	410,500
	70	269,500	326,300	411,700
	71	271,000	328,400	412,900
	72	272,400	330,400	414,100
	73	273,400	332,500	414,700
	74	274,600	334,600	415,500
	75	275,900	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
	79	280,600	344,300	417,800
	80	281,800	346,100	418,200
	81	283,000	347,900	418,500
	82	283,900	349,700	418,900
	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	

	95	295,100	368,200
	96	295,900	369,400
	97	296,700	370,400
	98	297,500	371,400
	99	298,300	372,400
	100	299,000	373,400
	101	299,900	374,300
	102	300,400	375,300
	103	300,900	376,300
	104	301,400	377,300
	105	301,600	378,100
	106	302,000	379,000
	107	302,300	379,900
	108	302,500	380,900
	109	302,700	381,700
	110	302,900	382,700
	111	303,200	383,700
	112	303,500	384,700
	113	303,700	385,300
	114	303,900	386,200
	115	304,100	387,100
	116	304,400	388,000
	117	304,700	388,800
	118	305,000	389,500
	119	305,300	390,300
	120	305,600	391,100
	121	305,800	391,700
	122	306,000	392,500
	123	306,200	393,200
	124	306,500	393,900
	125	306,800	394,500
	126		395,200
	127		395,700
	128		396,300
	129		397,000
	130		397,600
	131		398,100
	132		398,600
	133		398,900
	134		399,200
	135		399,500
	136		399,800

	137		400,100	
	138		400,400	
	139		400,700	
	140		401,000	
	141		401,300	
	142		401,600	
	143		401,900	
	144		402,200	
	145		402,400	
	146		402,700	
	147		403,000	
	148		403,200	
	149		403,400	
	150		403,700	
	151		404,000	
	152		404,200	
	153		404,400	
	154		404,700	
	155		405,000	
	156		405,200	
	157		405,400	
再任用職員		225,200	271,100	324,400

備考

1 この表は、教員に適用する。

2 その属する職務の級が3級である教員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## イ 教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
13	179,500	202,300	321,900	423,900	

14	181,700	204,000	323,900	425,300
15	183,900	205,600	325,900	426,700
16	186,100	207,300	328,200	428,100
17	188,400	209,100	330,200	429,300
18	191,000	210,700	332,400	430,600
19	193,500	212,400	334,700	431,800
20	196,000	214,000	336,800	433,100
21	198,500	215,800	339,000	434,200
22	200,200	217,700	341,200	435,400
23	201,900	219,600	343,500	436,700
24	203,600	221,500	345,800	438,000
25	205,100	223,000	347,500	439,300
26	206,500	225,000	349,300	440,500
27	208,100	227,000	351,200	441,500
28	209,600	229,000	353,100	442,600
29	211,300	230,800	354,900	443,800
30	213,000	233,500	356,700	444,600
31	214,700	236,200	358,400	445,400
32	216,400	238,900	360,300	446,300
33	217,800	241,500	361,600	447,200
34	219,500	244,300	363,300	447,700
35	221,200	246,900	364,800	448,200
36	222,900	249,600	366,600	448,700
37	224,300	252,100	368,500	449,200
38	226,000	254,600	370,000	
39	227,700	257,100	371,300	
40	229,400	259,400	372,900	
41	231,000	262,000	374,000	
42	232,700	264,400	375,400	
43	234,300	266,600	376,800	
44	235,900	268,800	378,300	
45	237,600	270,900	379,700	
46	239,100	273,100	381,300	
47	240,400	275,300	382,900	
48	241,800	277,300	384,400	
49	243,000	279,600	385,800	
50	244,400	281,600	387,300	
51	245,900	283,500	388,800	
52	247,100	285,500	390,200	
53	248,200	287,300	391,400	
54	249,600	289,700	392,700	
55	250,800	292,000	393,800	
56	252,000	294,500	394,900	

57	253,200	296,500	396,300
58	254,400	299,000	397,500
59	255,500	301,300	398,700
60	256,700	304,000	400,000
61	258,100	306,400	401,200
62	259,100	308,800	402,200
63	260,300	311,300	403,600
64	261,200	313,600	404,900
65	262,200	315,800	406,100
66	263,600	318,000	407,200
67	265,000	320,100	408,400
68	266,400	322,300	409,500
69	268,000	324,200	410,500
70	269,500	326,300	411,700
71	271,000	328,400	412,900
72	272,400	330,400	414,100
73	273,400	332,500	414,700
74	274,600	334,600	415,500
75	275,900	336,800	416,200
76	277,100	339,000	416,700
77	278,300	340,700	417,000
78	279,400	342,600	417,400
79	280,600	344,300	417,800
80	281,800	346,100	418,200
81	283,000	347,900	418,500
82	283,900	349,700	418,900
83	285,100	351,100	419,300
84	286,300	352,900	419,600
85	287,200	354,100	419,900
86	288,100	355,700	420,300
87	288,800	357,200	420,700
88	289,800	358,700	421,000
89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	
95	295,100	368,200	
96	295,900	369,400	
97	296,700	370,400	
98	297,500	371,400	



	99	298,300	372,400
	100	299,000	373,400
	101	299,900	374,300
	102	300,400	375,300
	103	300,900	376,300
	104	301,400	377,300
	105	301,600	378,100
	106	302,000	379,000
	107	302,300	379,900
	108	302,500	380,900
	109	302,700	381,700
	110	302,900	382,700
	111	303,200	383,700
	112	303,500	384,700
	113	303,700	385,300
	114	303,900	386,200
	115	304,100	387,100
	116	304,400	388,000
	117	304,700	388,800
	118	305,000	389,500
	119	305,300	390,300
	120	305,600	391,100
	121	305,800	391,700
	122	306,000	392,500
	123	306,200	393,200
	124	306,500	393,900
	125	306,800	394,500
	126		395,200
	127		395,700
	128		396,300
	129		397,000
	130		397,600
	131		398,100
	132		398,600
	133		398,900
	134		399,200
	135		399,500
	136		399,800
	137		400,100
	138		400,400
	139		400,700
	140		401,000

	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
再任用職員		225,200	271,100	324,400	405,200

## 備考

1 この表は、指導主事に適用する。

2 その属する職務の級が3級である指導主事の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

( 施行期日等 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の大津市教育公務員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

( 給与の内払 )

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の大津市教育公務員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

( 委任 )

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。